

役員報酬・退職金規定

- 第1条 定款第16条に定める役員は無報酬とする。
ただし、職員である役員については、職員給与規定により賃金を支給する。
- 第2条 定款第16条に定める役員には退職金を支給しない。
ただし、職員である役員については、職員退職金規定により退職金を支給する。
- 附 則 本規定は平成16年1月23日より施行する・